

坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱

平成 23 年 3 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上及び災害に強いまちづくりの推進を図るとともに、地震による建築物の倒壊等による被害から町民の生命、身体及び財産を保護することに寄与するため、町民自らが行う住宅の耐震診断の実施に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、坂町補助金等交付規則（昭和 53 年坂町規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次に掲げるものをいう。

ア 木造の一戸建住宅(二世帯住宅を含む。)

イ 木造の店舗等併用住宅(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものをいう。)

(2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に基づき、国土交通大臣が認定した「木造住宅の耐震診断と補強方法（財団法人日本建築防災協会）」に定める「一般診断法」に基づいて、木造住宅耐震診断資格者が行う木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

(補助対象木造住宅)

第 3 条 この事業の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

(1) 自己の居住の用に供し、かつ、居住実態のあるもの

(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手されたもの

(3) 構造が木造在来軸組構法であること（ツーバイフォー構法、丸太組構法及びプレハブ工法は除く）

(4) 地階を除く階数が 2 以下のもの

(5) 以前同一事業の補助金の交付を受けていない住宅であること

(補助対象者)

第 4 条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する補助対象建築物の所有者又は現に補助対象建築物に居住している者

(2) 町税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び水洗便所設備資金貸付金の滞納がない者

第 2 章 木造住宅耐震診断資格者

(木造住宅耐震診断資格者)

第 5 条 木造住宅耐震診断資格者としての登録を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は法人又は個人事業主（建築士法第 23 条第 1 項の規定による登録を受けた者に限る。）に直接雇用されている者又は当該個人事業者で、同法第 2 条の規定による 1 級建築士、2 級建築士若しくは木造建築士であつて、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方公共団体又は財団法人日本建築防災協会等の主催する木造住宅の耐震診断と補強方法に関する木造住宅耐震診断講習会を受講した者

(2) 地方公共団体又は財団法人日本建築防災協会等の主催する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造に関する耐震診断基準、耐震改修設計指針等の講習

会を受講した者

- (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物について耐震診断を実施し、(社)広島県建築士事務所協会の耐震診断等評価委員会又はこれと同等であると町長が認めた耐震診断評価機関において、適切である旨の耐震診断評価を受けた実績がある者

(木造住宅耐震診断資格者の登録)

第6条 町長は、耐震診断を行う者として、木造住宅耐震診断資格者を登録するものとする。

- 2 申請者は、坂町木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。
 - (1) 建築士免許証の写し
 - (2) 建築士事務所登録通知書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類等
- 3 町長は、前項の申請があったときは、同項各号に掲げる書類を確認し、申請者が木造住宅耐震診断資格者として適当と認めたときは、坂町木造住宅耐震診断資格者名簿(様式第2号)に登録するとともに、これを公表するものとする。
- 4 町長は、第3項の規定による登録をしたときは、木造住宅耐震診断資格者に対し、坂町木造住宅耐震診断資格者登録通知書(様式第3号)を交付するものとする。
- 5 木造住宅耐震診断資格者は、登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、坂町木造住宅耐震診断資格者登録事項変更届出書(様式第4号)に変更する内容が確認できる書類を添付して、速やかに町長に届出なければならない。
- 6 町長は、前項の届出があったときは、登録事項の変更に係る書類を確認し、適当と認められるときは、坂町木造住宅耐震診断資格者名簿に変更事項を登録するとともに、これを公表するものとする。
- 7 町長は、変更事項の登録をしたときは、木造住宅耐震診断資格者に対し、坂町木造住宅耐震診断資格者登録事項変更通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 前条の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

(木造住宅耐震診断資格者の責務)

- 第8条 木造住宅耐震診断資格者は、この要綱に基づく耐震診断を行う際に、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実に行うとともに、不当な耐震改修の勧誘をしてはならない。
- 2 木造住宅耐震診断資格者は、耐震診断について、必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
 - 3 本業務の実施において知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。

(登録の抹消)

第9条 町長は、木造住宅耐震診断資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録の辞退の申し出があったとき
 - (2) 登録の有効期間が満了したとき
 - (3) 建築士法第2条第1項の建築士でなくなったとき
 - (4) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき
 - (5) 偽りその他不正な手段により第6項の登録を受けたことが判明したとき
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき
- 2 町長は、木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消したときは、当該抹消した者に対し、坂町木造住宅耐震診断資格者登録抹消通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

第3章 木造住宅耐震診断補助事業

(耐震診断補助対象事業及び補助金の額)

第10条 補助の対象となる事業は、補助対象建築物について行う耐震診断とする。

- 2 補助金の額は、耐震診断に要すると町長が認める費用（その額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。）の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1住宅につき20,000円を限度とする。

(耐震診断補助金交付の申請)

第11条 耐震診断補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付の申請をしようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、耐震診断を行おうとする前に坂町木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。ただし、(1)から(4)までにあつては申請書に当該書類に係る関係課が保管している個人情報を直接収集する旨に同意した場合はこの限りでない。

- (1) 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書その他坂町民であることを証する書類等
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者であることを証する書類等
- (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日が確認できる書類等（様式第8号）
- (4) 納税証明書（未納が無い証明）
- (5) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類等（補助金交付決定通知等）

第12条 町長は、補助金の決定をしたときは、坂町木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、坂町木造住宅耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

(請書の提出)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(耐震診断の実施)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「補助事業者」という。）は、第12条第1項の補助金の交付決定がされた日以後に耐震診断の実施に係る契約を行い、耐震診断を実施しなければならない。

(計画の変更又は取り止め)

第15条 補助事業者は、第12条第1項の規定による補助金交付決定後において、計画の変更を行う場合は、速やかに坂町木造住宅耐震診断費補助事業変更承認申請書（様式第12号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、町長に提出し承認を得なければならない。

- 2 町長は、計画の変更を認めたときは、坂町木造住宅耐震診断補助事業変更承認通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第12条第1項の規定による補助金交付決定後において、事業の取り止めを行う場合は、速やかに坂町木造住宅耐震診断補助事業取止届出書（様式第14号）により、町長に届出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があつたときは、第12条第1項の規定による当該事業の補助金の交付決定は、その効力を失う。

(耐震診断実績報告)

第16条 補助事業者は、耐震診断が完了したときは、坂町木造住宅耐震診断補助事業実績報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 耐震診断に要する費用の請求書の写し又は領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類等

2 前項の規定による報告は、耐震診断の完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の確定)

第17条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、坂町木造住宅耐震診断費補助金確定通知書(様式第16号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、坂町木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(様式第17号)を町長へ提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金の交付決定通知に付した条件に違反したとき
- (2) この要綱により町長へ提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 前3号掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不相当であると認められたとき。

2 前項の規定は、当該事業について第17条に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、坂町木造住宅耐震診断費補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(様式第18号)により補助事業者へ通知するものとする。

(返還命令)

第20条 町長は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、坂町木造住宅耐震診断費補助金返還命令書(様式第19号)により補助金の返還を命じる。

(帳簿等の整備)

第21条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証ひょう類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

第4章 雑則

(補助対象者等に対する指導及び助言)

第22条 町長は、耐震診断の補助金の受けようとする者及び木造住宅耐震診断資格者に対して、住宅の耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

坂町木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書

令和 年 月 日

坂 町 長 様

私は、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては次のことに同意します。

- 1 町が坂町木造住宅耐震診断資格者名簿を町ホームページに記載すること及び町窓口において町民の閲覧に供すること。
- 2 耐震診断は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会発行）に定める「一般診断法」に基づいて行うこと。ただし、この診断法に基づいて行わない場合は、町と協議すること。
- 3 耐震診断を依頼する者には、誠意を持って対応し、実施した耐震診断の内容に関する問い合わせについては、責任を持って対処すること。
- 4 町民に対して不当に耐震改修の勧誘等をしないこと。
- 5 名簿に登録されることについて、所属先の同意がなされていること。
- 6 坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱の内容を理解し、耐震診断についての知識及び技能の維持向上に努めること。

※太枠の中のみ、記入してください。

※太枠の中のみ、記入してください。

令和 年 月 日 第 号

氏 名	(印)		
建築士登録番号	(1級・2級・木造) 建築士登録 第 号		
所属建築士事務所			
代 表 者 名			
所 在 地			
事務所登録番号	() 知事登録 第 号		
電 話 番 号		FAX 番号	
所 属 団 体 名	<input type="checkbox"/> (社) 広島県建築士会 <input type="checkbox"/> (社) 日本建築構造技術者協会 <input type="checkbox"/> (社) 日本建築家協会 <input type="checkbox"/> (社) 日本建築学会 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※電話番号及び FAX 番号は、町民が連絡する際の番号を記入してください。

(添付書類)

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 町長が必要と認める書類等

坂町木造住宅耐震診断資格者名簿

令和 年 月 日現在

1	登録番号		登録年月日	
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在地		事務所 TEL	
	所属団体		事務所 FAX	
	有効期限	令和 年 月 日		～

令和 年 月 日現在

2	登録番号		登録年月日	
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在地		事務所 TEL	
	所属団体		事務所 FAX	
	有効期限	令和 年 月 日		～

令和 年 月 日現在

3	登録番号		登録年月日	
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在地		事務所 TEL	
	所属団体		事務所 FAX	
	有効期限	令和 年 月 日		～

令和 年 月 日現在

4	登録番号		登録年月日	
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在地		事務所 TEL	
	所属団体		事務所 FAX	
	有効期限	令和 年 月 日		～

令和 年 月 日現在

5	登録番号		登録年月日	
	氏名		建築士種別	
	事務所名		建築士登録番号	
	事務所所在地		事務所 TEL	
	所属団体		事務所 FAX	
	有効期限	令和 年 月 日		～

坂都計第 号
令和 年 月 日

所属建築士事務所
所属建築士事務所所在地
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断資格者登録通知書

令和 年 月 日付けで申請の坂町木造住宅耐震診断資格者の名簿登録については、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第6条第3項の規定により、次のとおり登録することに決定したので、同条第4項の規定により通知します。

登録番号	第 号		
氏名		建築士種別	
事務所名		建築士登録番号	
事務所所在地		事務所TEL	
所属団体		事務所FAX	
有効期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

坂町木造住宅耐震診断資格者登録事項変更届出書

令和 年 月 日

坂 町 長 様

所属建築士事務所

所属建築士事務所所在地

氏名



坂町木造住宅耐震診断資格者名簿登録内容の変更をしたいので、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更前

登 録 番 号	第 号		
氏 名		建 築 士 種 別	
事 務 所 名		建 築 士 登 録 番 号	
事 務 所 所 在 地		事 務 所 TEL	
所 属 団 体		事 務 所 FAX	

変更後

氏 名		建 築 士 種 別	
事 務 所 名		建 築 士 登 録 番 号	
事 務 所 所 在 地		事 務 所 TEL	
所 属 団 体		事 務 所 FAX	

(添付書類)

変更の内容が確認できる書類

坂都計第 号
令和 年 月 日

所属建築士事務所
所属建築士事務所所在地
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断資格者登録事項変更通知書

令和 年 月 日付けで申請の坂町木造住宅耐震診断資格者の名簿登録については、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 6 条第 6 項の規定により、次のとおり変更事項の登録をしたので、同条第 7 項の規定により通知します。

登 録 番 号	第 号		
氏 名		建 築 士 種 別	
事 務 所 名		建 築 士 登 録 番 号	
事 務 所 所 在 地		事 務 所 TEL	
所 属 団 体		事 務 所 FAX	
有 効 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

坂都計第 号
令和 年 月 日

所属建築士事務所
所属建築士事務所所在地
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断資格者登録抹消通知書

令和 年 月 日付け坂都計第 号で登録の坂町木造住宅耐震診断資格者の名簿登録については、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により、登録を抹消したので同条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

登 録 番 号	第 号		
氏 名		建 築 士 種 別	
事 務 所 名		建 築 士 登 録 番 号	
事 務 所 所 在 地		事 務 所 TEL	
所 属 団 体		事 務 所 FAX	

坂町木造住宅耐震診断補助金交付申請書

令和 年 月 日

坂町長様

住所
申請者氏名 (印)
電話番号

令和 年度において、坂町木造住宅耐震診断補助金の交付を受けたいので、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第11条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

住宅の概要	建物の所在地	安芸郡坂町
	規模	建て方： <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て
		延べ床面積： m ²
	用途	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
(住宅以外の床面積： m ²) (住宅以外の用途：)		
建築年月(着工)	昭和 年 月	
耐震診断を行う木造住宅耐震診断資格者名	氏名	
	登録番号	第 号
耐震診断に要する費用の見積額	金 円	

(添付書類)

- (1) 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書その他坂町民であることを証する書類等
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者であることを証する書類等
- (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日が確認できる書類等
- (4) 納税証明書(未納が無い証明)
- (5) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (6) 町長が必要と認める書類等

【補助金交付対象者調査同意欄】(※同意する場合は(1)から(4)までの添付書類は必要ありません。)

私は、当該補助金交付申請をするに当たり、添付書類(1)から(4)までについて関係課が保管している個人情報を直接収集することに同意します。

申請者

(印)

坂町木造住宅耐震診断補助事業補助対象建築物着工時期申出書

令和 年 月 日

坂 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 (印)
電話番号

令和 年度において、坂町木造住宅耐震診断補助金の交付を受けようとする建築物は、
昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手したことに相違ありません。

建 物 の 所 在 地	安芸郡坂町
-------------	-------

坂都計第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の坂町木造住宅耐震診断補助事業の補助金の交付については、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第12条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

受付番号及び年月日	第	号	令和	年	月	日
申請者住所氏名	住	所				
	氏	名				
建物の所在地	安芸郡坂町					
耐震診断を行う木造住宅耐震診断資格者	氏	名				
	登録番号	第	号			
交付決定金額	金 _____ 円					
交付決定の内容	この補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、申請書記載のとおりとする。					
交付の条件	「坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱」を遵守すること。					

坂都計第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の坂町木造住宅耐震診断補助事業の補助金の交付については、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

交付できない理由	
----------	--

令和 年 月 日

坂 町 長 様

住所

氏名

印

請 書

令和 年 月 日付け坂都計第 号で補助金交付決定を受けた坂町木造住宅耐震診断補助事業については、交付決定の内容及び交付条件を遵守し、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱に従い、責任を持って事業を実施いたします。

坂町木造住宅耐震診断補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日

坂 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 (印)
電話番号

令和 年 月 日付け坂都計第 号で補助金交付決定を受けた坂町木造住宅耐震診断補助事業について、次のとおり変更したいので、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 15 条第 1 項の規定により申請します。

変更の内容	変更前		
		耐震診断に要する費用の見積額	金 _____ 円
	変更後		
		耐震診断に要する費用の見積額	金 _____ 円
変更の理由			

坂都計第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請の坂町木造住宅耐震診断費補助事業変更承認申請については、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり変更を承認したので通知します。

受付番号及び年月日	第	号	令和	年	月	日
申請者住所氏名	住	所				
	氏	名				
建物の所在地	安芸郡坂町					
耐震診断を行う木造住宅耐震診断資格者	氏	名				
	登録番号	第	号			
交付決定金額	変更前	金	円			
	変更後	金	円			
変更承認の内容	この補助金の変更承認の対象となる事業及びその内容は、申請書記載のとおりとする。					
変更承認の条件	「坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱」を遵守すること。					

坂町木造住宅耐震診断補助事業取りやめ届出書

令和 年 月 日

坂 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 (印)
電話番号

令和 年 月 日付け坂都計第 号で補助金交付決定を受けた坂町木造住宅耐震診断補助事業について、次のとおり取りやめたいので、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。

取りやめの理由	
---------	--

坂町木造住宅耐震診断補助事業実績報告書

令和 年 月 日

坂 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 (印)
電話番号

令和 年 月 日付け坂都計第 号で補助金交付決定を受けた坂町木造住宅耐震診断補助事業を完了したので、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 16 条の規定により、その実績を報告します。

交付決定番号及び年月日	第	号	令和	年	月	日
申請者住所氏名	住 所					
	氏 名					
建物の所在地	安芸郡坂町					
耐震診断を行う木造住宅 耐震診断資格者名	氏 名					
	登録番号	第	号			
耐 震 診 断	着手年月日	令和	年	月	日	
	完了年月日	令和	年	月	日	
交付決定金額	金 円					
総合評価における上部構造 評点（最小値）						

※ 完了実績報告は、耐震診断の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は完了の日の属する年度の 2 月末日までのいずれか早い日までに提出すること。

(添付書類)

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 耐震診断に要する費用の請求書の写し又は領収書の写し
- (4) 町長が必要と認める書類等

坂都計第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断費補助金確定通知書

令和 年 月 日付け坂都計第 号で補助金交付を決定した坂町木造住宅耐震診断補助事業については、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 17 条の規定により、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 交付確定額 金 _____ 円

坂町木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

令和 年 月 日

坂 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 (印)
電話番号

令和 年 月 日付け坂都計第 号で補助金額確定通知のあった坂町木造住宅耐震診断補助事業の補助金を請求します。

請 求 額	金 _____ 円
-------	-----------

振込口座	金融機関名	支店
	口座種類・番号	(普通・当座)
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座名義人住所	電話番号 () -

※申請者と振込先は同じ名義としてください。

坂都計第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断費補助金交付決定 (一部・全部) 取消通知書

令和 年 月 日付け坂都計第 号で交付決定のあった坂町木造住宅耐震
診断費補助金の交付の決定について、坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 19 条第
3 項の規定により、(一部・全部) を取り消したので通知します。

1 交付決定の取消額

交付決定額 金 _____ 円

今回取消額 金 _____ 円

更正決定額 金 _____ 円

2 取消しをする理由

坂都計第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

坂 町 長 (印)

坂町木造住宅耐震診断費補助金返還命令書

坂町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第 20 条の規定により、次のとおり返還を命じる。

事業名	坂町木造住宅耐震診断補助事業
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	令和 年 月 日 交付 円 計 円
補助金の交付決定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	令和 年 月 日
返還を命じる理由	
返還方法	

備考

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、坂町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日（坂町長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する坂町長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内に坂町を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において坂町を代表するものは、坂町長となります。）。